

# バーゼル銀行監督委員会 市中協議文書

2015年2月



# 本文書の目的と範囲

- バーゼル銀行監督委員会は、「予想信用損失会計に関するガイダンス (Guidance on accounting for expected credit losses)」と題する市中協議文書を2015年2月に公表した。2015年4月30日をコメント募集期限としている。
- ガイドラインの目的は、予想信用損失会計モデルを導入し、運用するために不可欠である健全な信用リスク実務について、監督上の要求事項を定めることにある。従って、IFRSだけでなく予想信用損失会計モデルを適用している他の会計フレームワークもカバーしている。
- 本文書の目的上、信用リスク実務の範囲は、適切な会計フレームワークに基づく引当金の評価および測定に影響する実務に限定される。
- ガイドラインは、11の原則と3つの付録から構成されている。
- ガイダンスは、特にIFRS第9号を扱う付録も含んでいる。付録は他のexpected credit loss (ECL) 会計フレームワークと共通ではない、IFRS第9号の減損セクションにおける要求事項に関するガイダンスを提供しており、( ) 12ヶ月ECLと同額の損失評価引当金、( ) 信用リスクの著しい増大の評価、および( ) 実務上の便法の利用を扱っている。

# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則1

- 銀行の取締役会及び上級経営者は、内部統制を含む適切な信用リスクの実務を確保する責任がある。当該実務は、融資エクスポージャーの規模、特性および複雑性に応じて、銀行の文書化された方針または手続き、適用可能な会計フレームワーク及び、関連する監督当局のガイドラインに則した引当金を継続的に決定するものである。

### < 要約 >

銀行内外の様々なガイドラインに則した引当金を継続的に決定するためには、信用リスク評価及び測定に関する効果的な内部統制システムの整備・運用が必要とされる。

### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- 効果的な内部統制システムとして備えるべき信用リスク評価及び測定プロセスについて、以下の条件を含む(19)
  - ECLの評価及び測定において、全ての関連する情報(将来予測的な情報及びマクロ経済要因を含む)が適切に考慮されていることを担保する効果的なプロセス(c)
  - 個別レベルでの融資エクスポージャーに限らず、共通する信用リスク特性に基づきグルーピングされるエクスポージャーの要件と一貫した集合的なポートフォリオのレベルで、ECLを適切に測定する必要がある場合には、ECL測定の評価方針(c)

# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則2

- 銀行は、すべての融資エクスポージャーの信用リスクの適正水準を評価し測定する政策、手続きならびに管理の合理的な諸手法を導入し、文書化し、それを遵守すべきである。健全で適時な引当金の測定は、それらの手法に基づき行われるべきである。

### < 要約 >

健全な信用リスク評価と引当金測定において、将来情報やマクロ経済要因の考慮などキャッシュフローの回収可能性に影響を与える様々な事実や環境を考慮することが必要である。また、将来情報やマクロ経済要因を考慮することはECLモデルの特徴であり、必要不可欠なものである。

### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- 信用リスク評価と引当金水準測定の手法は、以下の条件を満たすものとする(24)。
  - 融資エクスポージャーを最初に認識した時点で、信用リスクの水準、特性、要素を認識し、その後の信用リスクの変化を追跡し、判断を確実に行える能力を備えるプロセスを含む(a)
  - 集合的評価か個別的評価かに関わらず、ECLの評価および測定が過去および現在の情報のみを基に定まるものではなく、**将来情報やマクロ経済要因の影響を予め考慮する基準**を含む(b)
  - 集合的に評価されるエクスポージャーについては、信用リスクの特性を同じくするグループ・ポートフォリオのエクスポージャー設定の根拠に関わる記載を含む(c)
  - 将来情報およびマクロ経済要因を個別ベースでは織り込めない場合に、トップダウン分析を集合的な引当金測定に含める。これは融資ポートフォリオ全体の趨勢、銀行のビジネスモデルの変化、及びマクロ経済要因を考慮することを求めるもの(q)
- **将来情報やマクロ経済要因を考慮することは、ECLモデルの特徴であり適時なECLの認識に必要不可欠なものであることから、以下の点に留意し、ECLの見積りに使用されるシナリオを適切に策定するためのプロセスを構築し、文書化しなければならない(29)。**
  - シナリオは内部策定するもしくは、業務内容が複雑でない銀行については外部委託でも良い。内部策定されたシナリオは専門家の支援を求めなければならない、外部委託で策定されたシナリオは自行のビジネスやエクスポージャーに合致しているか確認しなければならない(c)
- 複雑なシナリオのシミュレーションによって、想定されるすべてのシナリオを特定しモデル化する必要はないが、ECLの見積りの過程で、商品、債務者、ビジネスモデルあるいは経済環境および規制環境に関連する情報を考慮することを期待している。ただし、規制面への対応目的で開発されたストレス・シナリオが会計目的に直接利用されるものではない(30)

# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則3

- 銀行は、共通した信用リスクの特徴に基づき、融資エクスポージャーを適正にグルーピングするプロセスを設けるべきである。

### < 要約 >

信用リスク格付においても将来情報およびマクロ経済要因等を考慮することを求められる。また、グルーピングについては、特定のエクスポージャーの信用リスクの変化とポートフォリオ全体の信用リスクの変化が同様となっているか定期的に見直しが必要。

### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- 当初認識時における銀行の信用リスク格付は、関連する要因によりポートフォリオベースまたは個別ベースのどちらかで、その後見直されることになる。当該要因には、例えば、業界の見通し、事業の成長率、消費者マインド、及び経済見通しの変化、ならびに当初認識後に発見された審査上の不備がある(36)
- 信用リスク格付システムの設計においては、銀行が、当初認識時および継続的に、**将来情報およびマクロ経済要因等すべての関連情報**を信用リスク評価と格付プロセスに組み込むことができるように配慮されなければならない(37)
- 信用リスク格付システムは、債務者の現在および将来の財務状況および融資エクスポージャーまたはポートフォリオエクスポージャーの存続期間を通じての返済能力を考慮しなければならない。これには、**将来情報および金利や失業率等のマクロ経済要因からの影響に関わる予想も含まれる**(40)。
- 融資エクスポージャーは、同じグループに属するエクスポージャー同士が類似の信用リスク特性を持ち、現在の環境、将来情報およびマクロ経済要因の下で、信用リスク水準の変化という面において、似たような反応をするようにグルーピングされるべきである。グルーピング基準は、信用リスクドライバーに対する反応という観点でグループ内のエクスポージャーが均質を保たれるように、定期的に見直される必要がある(44)
- 特定のエクスポージャーの信用リスクの増加が、グループ全体のパフォーマンスで隠されてしまうような方法でエクスポージャーはグルーピングされてはならない。当初認識後の信用リスクの変化が、グループ内の一部のエクスポージャーのみに影響を与えるような場合には、ECL引当金が適正に更新されるように、こうしたエクスポージャーはグループから外出しし下位グループに分類しなければならない(46)
- グループとしての信用リスク水準が上昇したと評価される場合は(この評価では将来情報への考慮がなされている)グループ全体が、より高い信用リスク格付に移動すべきである。場合によっては、個々のエクスポージャーとして信用リスク評価を行うことが求められる可能性がある(47)

# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則4

- 銀行の引当金総額は、引当金の項目が集合的にあるいは個別的に定められたかどうかにかかわらず、パーゼル・コア・プリンシプルに照らして適切なものでなくてはならず、その額は適切な会計要件の目的に沿ったものであると理解されている。

### < 要約 >

引当金の評価において、エクスポージャーの管理が個別もしくはグループによるかに関わらず将来情報やマクロ経済要因が及ぼす影響を考慮に入れる必要がある。

### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- 引当金の評価を行うには、報告日時点において融資エクスポージャーのグループもしくは個別の融資エクスポージャーの全期間に渡るキャッシュフロー回収可能性に影響を与える可能性がある関連要因を考慮に入れなくてはならない。考慮すべき一連の情報には、過去や現在のデータに限らず**将来情報やマクロ経済要因も含める必要がある**(50)
- 個別エクスポージャーもしくはグループエクスポージャーで評価するに関わらず、常に合理的に入手可能な**将来情報やマクロ経済要因が及ぼす可能性のある影響を考慮に入れなくてはならない**。個別に評価できない将来の予測情報やマクロ経済要因を考慮に入れるため、エクスポージャーを共通の信用リスク特性を持つグループに組み入れ、トップダウン方式のアプローチを用いて集合的に評価することが必要となる可能性がある(51)
- 将来のキャッシュ不足額を見積るすべての手法は、返済に影響を与える要因の変化、**特に将来の予測情報やマクロ経済要因に起因するもの**について、実績に基づいた損失見積りを適切に調整することが求められる(52)

# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則5

- 銀行は内部の信用リスク評価モデルを適切に検証する指針や手順を定めなくてはならない。

### < 要約 >

信用リスクの評価及び測定モデルには、信用リスクに関する変数など仮定ベースの見積りを考慮していることが多いため、モデルの定期的な検証が必要となる。

### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- 信用リスクモデルが開発された当初やモデルに大幅な変更が加えられた場合には、モデルの検証を行わなくてはならない。また、少なくとも年次で定期的にモデルを検証する必要がある(57)
- 健全なモデル検証フレームワークには、内部の信用リスクモデル検証に関する規制上の要件を満たすため、以下の要素が最低限含まれていなければならない(58)
  - ガバナンス(a)  
モデルを評価する内部基準や、その基準が達成されていない場合の是正措置の文書化など
  - 明確な役割及び責任(b)  
モデルの検証について責任を持つ中心的な部署を設置しなくてはならない
  - 検証の範囲及び手法(c)
  - 文書化(d)
  - モデル検証プロセスの独立レビュー(e)

# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則6

- ECLを評価及び測定する際、特に合理的に入手できる将来情報やマクロ経済要因を積極的に検討する上では、銀行による経験豊富な信用判断の活用が不可欠である。

### < 要約 >

ECL会計モデルを適切に適用する上で、将来情報やマクロ経済要因を考慮することは必要不可欠であり、それらのコストを過剰あるいは不要なものとして回避してはいけない。

将来情報やマクロ経済要因を考慮するために、経験豊富な信用判断が必要であり、当該判断は信用リスク評価手法の中で文書化しなくてはならない。

### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- 過去の損失実績や現在の状況による影響に関する情報は限定されていたり、現時点における銀行の融資エクスポージャーや将来の見通しと関連性が低い場合がある。そのため、銀行は合理的に入手可能な将来情報やマクロ経済要因がECLの見積りに及ぼすと予想される影響を考慮するため、経験に基づく信用判断を行う必要がある(59)
- ECLの見積りに将来情報やマクロ経済要因を考慮することはECLの会計モデルを適切に適用する上で必要不可欠であるため、銀行はこれらのコストを過剰あるいは不要なものとして回避してはならない(60)
- マクロ経済予測や他の関連情報は、ポートフォリオの信用リスクドライバーが予測や前提に対して同様に影響を受ける場合は、そのポートフォリオ内で継続して適用されなければならない(62)



# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則7

- 銀行は、信用リスクの評価及びプライシング、並びにECL会計に関する共通のシステム、ツール及びデータのための強固な基礎を提供する、健全な信用リスク評価及び測定のプロセスを有するべきである。

### <要約>

信用リスク評価、会計上のECLの測定及び自己資本規制を目的とする予想損失の決定に共通性があり、共通のプロセス等の利用で一貫性が高まるため、可能な限りプロセスを統合することを想定している。ただし、バーゼル資本フレームワークに基づき予想損失を計算する銀行は、会計上の予想信用損失を計算する際には調整する必要があり、当該調整が適切に文書化されることを想定している。

### <以下、重要と思われる部分のみ抜粋>

- 信用リスク評価、会計上のECLの測定及び自己資本規制を目的とする予想損失の決定に共通のプロセス、システム、ツール及びデータの利用は、結果として得られるECLの見積額の信頼性と一貫性を高められ透明性が向上する(65、66)
- 銀行の信用リスクモニタリングシステムは、信用リスクが著しく増加した可能性のある融資や損失を計上した融資のみではなく、全ての融資エクスポージャーを含むように設計すべきである(67)
- 銀行が会計目的の予想信用損失の見積りに係るプロセスを構築する際に、リスクマネジメント及び自己資本規制のプロセスを可能な限り活用し統合することを想定しているが、バーゼル資本フレームワークに基づき予想損失を計算する銀行は、会計上の予想信用損失を計算する際には調整する必要があり、当該調整が適切に文書化されることを想定している(69)
- 共通のプロセス、システム、ツール及びデータには、将来予測の性質を有する情報、信用リスク格付システム、推定デフォルト確率(調整後)、期日経過の状況、LTV、損失実績率、商品タイプ、元本償還スケジュール、前払い義務、市場セグメント、地理的位置、貸付年度及び担保種類が含まれる(70)
- 様々の理由により、予想信用損失に係る引当金の見積額が管轄地域によって異なる可能性があるが、本ガイダンスでは、一貫した健全な信用リスク実務の適用を通じ、可能な限り、当該分野の解釈及び実務の相違を減少させようとしている(71)

# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則8(1/2)

- 銀行のパブリック・レポーティングは、適時に、関連性のある意思決定に有用な情報を提供することによって、透明性および比較可能性を促進するものでなければならない。

### <要約>

ECLの見積りの方針、定義や使用した仮定、将来情報やマクロ経済要因、グルーピング等について情報開示することを想定している。

### <以下、重要と思われる部分のみ抜粋>

- 銀行は、財務諸表による情報開示だけでなく、ECLの見積りを含めた銀行の信用リスクに対するエクスポージャーを示し、銀行の審査実務に係る関連情報を提供するための追加的な情報開示について検討することが重要である(73)
- 経営者が、信用リスク評価及び予想信用損失の見積りに用いたインプットを適切に明確化し、理解可能とすることが不可欠であり、バーゼル委員会は、ECLの見積りに利用した主な仮定及び仮定の変化に伴うECLの見積りの感応度が、利用者に対して明確に示されることを想定している。加えて、ECLの見積りの方針と定義、ECLの見積りの変化に影響する要因及び経営者の経験に基づく信用判断を当該プロセスに反映する方法が情報開示において強調されることを想定している(75)
- 銀行が、将来情報及びマクロ経済要因を見積りのプロセスにどのように取り入れられているかに関し、定性的な情報を提供すると共に、これらの要因の変化がECLの見積りにどのように影響を与えるかに関し、定量的な情報を提供することを想定している。
- 融資エクスポージャーのグルーピングが適切に行われていると経営者が確信する根拠が明確に情報開示されることを想定しており、グルーピング方法の変更及びこれによるECLの見積りへの影響についても情報開示すべきである(77)
- 銀行が、会計目的のECL及び自己資本規制を目的とする予想損失の測定に用いる方法にそれぞれ利用されるデータ及び仮定の異同を情報開示することを想定している(79)

# 予想信用損失測定と相互に影響しあう健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項

## 原則8(2/2)

- ECLを個別に測定するエクスポージャーに関して、バーゼル委員会は、銀行が、**将来情報及びマクロ経済要因をどのように取り入れ、どのような影響を及ぼしたか**、情報開示を行うことを想定している(79)
- バーゼル委員会は、各報告期間にECLの見積りに関して実施した重要な変更を銀行が説明することを想定しており、変更への理解が促進できるように、以下のように定性的・定量的な情報開示を含むべきであるとしている(80)
  - 銀行のモデリングの方法の更新に伴う変更と仮定又はポートフォリオの構成の変更とを区別して表示する。
  - 表形式による引当金勘定の期首・期末残高の調整(集合的な引当金及び個別的な引当金の別に記載し、当期引当繰入額、当期損失処理額、過年度損失処理済み金額の戻入額等の変化を定量的情報として提供することが最良であると考えている。)

# 信用リスク実務、ECL会計及び自己資本規制に関する監督局の評価

## 原則9

- 銀行の監督当局は、定期的に信用リスク実務の有効性を評価しなければならない。

### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- 監督当局は、以下の点について確信を得るために、銀行の貸付機能及び信用リスク評価機能の健全性を定期的にレビューし、必要に応じて改善を推奨することが求められる。また、監督当局は、下記の評価を行うに際して、銀行に対して、非公開の補足情報の提供を求める場合もある(82、83)
  - 銀行内部の信用リスクレビュー機能が強固であり、適切な包括的視野を有していること
  - 信用リスクの変化を適時に特定等するための銀行内のプロセスとシステムの質が適切であり、**将来予測に関する情報及びマクロ経済要因が適切に考慮されていること**
  - よりリスクの高い融資エクスポージャーを適時に特定、監視し、これに応じて予想信用損失に関する引当金の見積りを調整することにより、銀行のプロセスが銀行のリスク許容度を反映していること
  - 融資エクスポージャーの開始又は取得に係る銀行のプロセスが、信用リスクの適切なプライシングと結びついていること
  - 融資エクスポージャーの信用の質や関連する引当金の情報が、定期的かつ適時に取締役会等に提供されていること
  - 経営者の判断が強固な方法によって実施されており、かつ、適正に文書化されていること
  - 信用リスクの評価及び測定に含まれる予測が、**銀行が他の目的で利用する予測及び監督当局に提出した予測と一貫していること**

# 信用リスク実務、ECL会計及び自己資本規制に関する監督局の評価

## 原則10

- 銀行の監督当局は、会計目的上の引当金を算定するために銀行によって採用された方法により、適切な会計フレームワークのもと、ECLの強固な測定となっていることを確信しなければならない。

### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- 監督当局は、引当金の見積りに銀行が用いた方法を評価するに際し、銀行が、本文書の記載内容と一貫した方針及び実務を踏襲していること、とりわけ下記の点について確認を得るべきである(84)
  - 予想信用損失の測定手続が強固かつ適時に行われており、現在及び将来のマクロ経済情勢等を踏まえたキャッシュフローの見積りや信用リスク軽減策の直近評価等の判断基準を考慮に入れていること
  - 集合的に評価した引当金の設定を行うフレームワークと手法が強固であること
  - 引当金総額が、関連する会計上の要請や銀行ポートフォリオの信用リスク・エクスポージャーの総額との関係で適切であること
  - 貸し倒れが、引当金や償却を通じて適切かつ適時に認識されていること
  - 予想信用損失の決定方法にかかわらず、当該測定に関する銀行の内部プロセスが銀行が負担するリスクを十分に考慮していること
- 監督当局のレビューにあたり、内部監査及び外部監査の作業を利用できる。バーゼル委員会は、「銀行の外部監査」や「銀行の内部監査機能」を通じて、両者との協力に関する広範なガイダンスを提供している(85)

# 信用リスク実務、ECL会計及び自己資本規制に関する監督局の評価

## 原則11

### ■ 銀行監督当局は、銀行の自己資本規制を評価する際に、信用リスク実務を検討しなければならない。

#### < 以下、重要と思われる部分のみ抜粋 >

- ECLの見積りには、必然的にかんがりの主観が伴い、また、ECLを見積もる能力は、時の経過により大量の情報が蓄積することで向上するため、監督当局は、貸付期間の早い段階における経営者の予想信用損失の見積りをレビューする際には注意深く実施すべきである(86)
- 監督当局は、リスク評価を実施する際に、経営者が 信用リスクの水準及びその著しい増加等を適時に特定等するための効果的なシステムと統制を維持しているか、 信用リスク及び回収可能性に影響を及ぼす全ての重要な関連要素を分析しているか、 基本的要請を最低限充足する許容可能な引当金見積プロセスを確立しているか、を検討すべきである(87)
- 銀行の信用リスク実務に関する不備の伝達及び改善の推奨を実施するに際し、監督当局は、経営者の注意を喚起するとともに、経営者が適時に修正を行えるように、監督当局が利用可能なあらゆる監督手続を検討すべきである(88)
- 自己資本規制の評価に際し、監督当局は、会計上及び信用リスク評価上の方針と実務が銀行が報告する利益の質やその延長にある資本ポジションにどのような影響を及ぼすかを検討すべきである(89)
- 信用リスクの評価及び測定に重要な不備があり、また、それらが適時に改善されない限りにおいては、監督当局は、監督上の評価、又は、バーゼル資本規制の第2の柱に基づく高水準の資本要請を通じて、こうした不備を反映すべきか検討すべきである。また、これらの不備が報告された引当金の水準にどのように影響するかを含め、監督当局は銀行と協議うえ、必要に応じて更に適切な措置を講じるべきである(90)

# Appendix 1. 12か月ECLと同額の損失引当金 (1/2)

## IFRS第9号

- 金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない(5.5.5)
- 12か月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失の一部であり、債務不履行が報告日の12か月後(又は、金融商品の予想存続期間が12か月未満である場合には、それより短い期間)に発生する場合に生じることになる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で加重したものを表す(B5.5.43)
- 債務不履行は90日の期日経過となる時点よりも後で発生することはないという反証可能な推定はあるが、IFRS9において債務不履行は明確には定義されておらず、債務不履行発生リスクを判定する目的で債務不履行を定義する際に、内部の信用リスク管理の目的で使用される定義と整合的な定義を適用するとされている(B5.5.37)。

## バーゼル銀行監督委員会

- バーゼル委員会が考える12ヶ月予想信用損失額とは、今後12ヶ月間に生じ得る損失事象による、貸付のエクスポージャーの残存期間、またはグループの貸付エクスポージャーの残存期間にわたり予想されるキャッシュの不足額(A3)
  - 例えば、PDは12ヶ月の期間で評価し、LGDは貸付エクスポージャーの残存期間を通じて評価する
- バーゼル委員会は、会計目的のために採用するデフォルトの定義は規制上の目的で使う定義により導かれることを期待している(A4)

# Appendix 1. 12か月ECLと同額の損失引当金 (2/2)

## IFRS第9号

- 情報の網羅的な探索を行う必要はないが、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で予想信用損失の見積りに関連性のあるすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない(B5.5.51)
- 信用リスクの著しい増大の判定及び集合的ベースでの損失評価引当金の認識という目的のため、企業は、信用リスクの著しい増大を適時に識別することを可能にすることを意図した分析を容易にする目的で、金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる。企業は、リスク特性の異なる金融商品のグルーピングによってこの情報を不明瞭にすべきではない(B5.5.5)

## バーゼル銀行監督委員会

- 12ヶ月予想信用損失額の測定のために、すべての合理的に利用可能な将来の情報とマクロ経済要因を見積りのために考慮することが必要である

IFRS9は12ヶ月予想信用損失額を測定するとき、金融機関が情報を徹底的に調査する必要はないと規定している。そうであっても、銀行は予想信用損失の見積りに影響を及ぼす可能性のある情報を積極的に取り入れなければならない。銀行は合理的に利用可能な情報を除外したり、無視したりしてはならない。当委員会は、銀行が偏向なく合理的に入手でき、評価と信用リスクの測定に影響を及ぼすことが知られているすべての情報を考慮することを期待している。(A6)

- 信用リスクの増加が著しいと判断されなかったとしても、銀行は生じた信用リスクの変化を12ヶ月予想信用損失の見積りに反映するよう調整しなければならない(A10)
- グループ化して評価を実施する場合は、信用リスクの特徴が同様のものでなければならない(A11)、信用品質が高いエクスポージャーが同じグループ内の低い信用品質のエクスポージャーの信用リスクの変化を覆い隠すような方法でグループ化すべきではない(A13)



## Appendix 2. 信用リスクの著しい増大の評価(1/4)

### 信用リスクの著しい増加を評価する上での考慮事項

#### IFRS第9号

- 減損の要求事項の目的は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大(個別の評価であれ集合的な評価であれ)があったすべての金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間の予想信用損失を認識することである(5.5.4)
- 全期間の予想信用損失は、一般的に金融商品が期日経過となる前に認識されると予想される。通常、信用リスクは、金融商品が期日経過となるか又は他の借手固有の遅行性要因(例えば、条件変更又はリストラクチャリング)が観察される前に増大している(B5.5.2)。
- 合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合には、期日経過だけの情報に依拠することはできない。しかし、期日経過の状況よりも将来予測的な情報(個別的又は集合的のいずれか)が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために期日経過の情報を用いることができる。(5.5.11)

#### バーゼル銀行監督委員会

- 委員会は、左記アプローチは、当初認識時に想定された予想信用損失は当時の信用プライシングを斟酌していることが論拠だと考えている。
- 特に銀行については、財務報告目的の引当金の測定は、信用リスク管理の重要な一面である。従って、委員会は、信用リスク実務と財務報告の両方のプロセスを統合し、ひとつの分野の改善が別の分野の改善を促進することを期待している(A16)
- 左記IASBの考え方を強く支持(A20)。
- 信用リスクの著しい増加を判断する際の考慮事項(A19)
  - マクロ経済状況に関する情報
  - 特定の借り手(又は同じような信用リスク特性を持つ借り手群)に関する経済セクターおよび地域的な情報
  - 現在の状況に関する情報と過去のデータに加え、合理的かつ裏付けのある将来予測に関する情報の利用は必須
- 貸出エクスポージャーの延滞の客観的証拠が顕在化するかなり前から、信用損失の決定要因が悪化し始めていることは非常によくあることであり、延滞データは期待信用損失アプローチの実施として相応しいことは稀である(A22)。

## Appendix 2. 信用リスクの著しい増大の評価(2/4)

### 信用リスクの変動の判断

#### IFRS第9号

- 信用リスクの著しい増大の評価の際に、予想信用損失の金額の変動ではなく、金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない(5.5.9)
- その際には、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し評価する(5.5.9)

#### バーゼル銀行監督委員会

- 金融商品が残存期間予想信用損失(LEL)法へ移行する判断のために、金融商品の想定される残存期間に起きるデフォルトリスクの変化を考慮しなければならないことを強調する(A3)
- 信用リスクの著しい増加の判断(A29)
  - デフォルト発生の確率の変化は、当初認識時に測定されたデフォルト発生リスクにより、その重要度が異なる。
  - 1ノッチの変動に対するデフォルト確率の変動は線形ではない(例えば、特定の国における現在のデータおよび分析によれば、BB格のエクスポージャーの5年超のデフォルト確率は、BBB格のその約3倍である)ため、何「ノッチ」格付けが下がったかどうか以上の検討が必要。
  - 貸出エクスポージャーが1ノッチも格下げされていない場合でも、信用リスクが著しく増加が発生している可能性はある。
- 格付けに対するデフォルト確率の感応度は、格付けが低下するほど大きくなる(A30)
- 信用リスクが著しく増加している可能性の示唆の例示
  - 次項参照
- 銀行は、何を以って、異なる種類の貸出エクスポージャーの信用リスクが「著しく」増加したとするか、明確な方針(確立した定義を含む)を持たなければならない、かかる定義とその適切性の根拠は、IFRS第7号35F節に従って開示しなければならない(A25)

## Appendix 2. 信用リスクの著しい増大の評価 (3/4)

### 信用リスクが著しく増加している可能性の示唆の例示

#### バーゼル銀行監督委員会

##### ■ 信用リスクが著しく増加している可能性の示唆の例示 (A27)

- a. 経営者が、報告日現在においてその裁量によって既存の融資を新たに組成するとしたら、当初融資実行時以降の信用リスクの変動の結果、エクスポージャーの信用リスクを反映し、現状の融資条件よりも価格の高い融資条件となる場合
- b. 当初認識時以降、エクスポージャーの信用リスクが変動したことで、既存エクスポージャーに類似する新規エクスポージャーに対する担保および/またはコベンツの要件を強化すると経営者が判断した場合
- c. 信用格付け機関または銀行の内部信用格付け制度による借り手の信用格付けの引き下げ
- d. 個別のモニタリングとレビューの対象になっている健全債権について、内部信用評価要約が当初の認識時よりも低下していることを示している場合
- e. 個々の債務者(または債務者集団)の関係する要因(例えば、将来のキャッシュフローの概況に関する指標)が悪化した場合
- f. 債権放棄または条件変更が予想される場合

##### ■ その他の一般的な考慮要素 (A28)

- a. 特定の借り手または借り手集団に関するマクロ経済見通しの悪化。マクロ経済評価は、国、企業、家庭その他の借り手の種類に関連する要因を含め、十分な要因を以って行わなければならない。また、国における経済活動については、地域ごとの格差にも対処しなければならない。
- b. 借り手が営業しているセクターないし業界の見通しの悪化

## Appendix 2. 信用リスクの著しい増大の評価 (4/4)

### 条件変更における信用リスクの著しい増加の判断

#### IFRS第9号

- 契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は条件変更されていて、金融資産の認識の中止が行われなかった場合には、企業は、5.5.3項に従って当該金融商品の信用リスクの著しい増大があったかどうかを、次の両者を比較することによって評価しなければならない。
  - (a) 報告日における債務不履行発生リスク(条件変更後の契約条件に基づく)
  - (b) 当初認識時における債務不履行発生リスク(当初の条件変更前の契約条件に基づく)(5.5.12)

#### バーゼル銀行監督委員会

- 条件変更又は再交渉は、信用リスクの増加を見えなくすることが可能であり、結果、予想信用損失(ECL)が過小評価されたり、信用リスクの著しく低下した債務者の残存期間にわたる予想損失(LEL)への移行が遅れたり、残存期間にわたる予想損失(LEL)測定から12ヶ月予想信用損失(ECL)測定へ不適切に戻したりすることになる可能性がある(A43)。
- 銀行は、条件変更前の状況と比べ、条件変更または再交渉が元利支払い金を回収する銀行の能力を向上ないし復活させたかも考慮しなければならない(A44)

判断にあたって考慮すべき事項(例示であり、以下の項目に限定されない)

- 条件変更が、債務者にとって経済的メリットのあるものかどうかと、条件変更が債務返済能力にどのように経済的な影響を及ぼすか。
  - 現在の状況や将来予測等を考慮し、銀行による債務者の債務返済能力の評価を支援するような要因を識別できるかどうか。
  - 債務者の事業計画が、実行・実現可能であり、条件変更後の契約条件に基づく元利金の返済スケジュールに合致するかどうか。
- 残存期間にわたる予想損失(LEL)へ移管されたエクスポージャーで、その後、再交渉又は条件変更され、認識の中止が行われなかったものは、当初認識時に比べ、エクスポージャーの残存期間にわたる信用リスクの著しい増加はなかったとの十分は証左がない限り、12ヶ月予想信用損失(ECL)測定に戻してはならない(A45)。
    - 顧客の信用リスクが減少したとみなされるためには、一定の期間にわたって良好な返済行動を示す必要がある。例えば、返済の失念又は不備の履歴は、通常、契約条件の修正後に単に一度支払いを行ったとしても消去されない。

## Appendix 3. 実務上の便法の利用 (1/4)

### バーゼル銀行監督委員会

- 銀行は、基準の目標達成を妨げるようなバイアス混入の可能性に注意しなければならない。この理由から、委員会は、IFRS9を着実に適用するため、銀行は、大きなバイアスをもたらし得る実務上の便法を使用することをなるべく控えなければならないとの見解を示している。例えば、30日間延滞の基準を用いることは、基準の目標が要求するよりも残存期間にわたる期待損失(LEL)への移行を遅らせるというバイアスが導かれることになる(A40)
- IFRS9では、様々な組織が利用することを考慮して、適用の負担を軽減する数多くの実務上の暫定措置を定めている。しかし、バーゼル委員会は、国際的に事業展開する銀行及びより専門的な貸出ビジネスを営む銀行では、関連する情報を取得するコストが「過度なコスト又は努力」に該当しないとみなしているため、これらの実務上の暫定措置の多くを利用するのは不適切であると考えている。また、バーゼル委員会は、「情報」、「低信用リスク免除規定」及び「30日超延滞の反証可能な推定」の実務上の暫定措置について追加的に言及しており、実務上の暫定措置を適用する場合には使用する論拠の文書化及び開示を期待している。以下は、バーゼル委員会が追加的に言及している3項目の要約である。

## Appendix 3. 実務上の便法の利用 (2/4)

### 情報

#### IFRS第9号

- 全期間の予想信用損失の認識が要求されるのかどうかを判定する際に、企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を、5.5.17項(c)に従って考慮しなければならない。企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行う必要はない (B5.5.15)

#### バーゼル銀行監督委員会

- バーゼル委員会は、IFRS第9号での情報規定(IFRS第9号 B5.5.15項)を適用せず、アプローチ適用に必要な全ての情報を駆使してシステムとプロセスを構築することを銀行に期待している。アプローチの質の高い適用による長期的メリットは関連するコストを上回ると考えている。

# Appendix 3. 実務上の便法の利用 (3/4)

## 低信用リスク免除規定

### IFRS第9号

- 企業は、ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる(5.5.10)。
- 金融商品に係る信用リスクは、次のすべてを満たす場合には、5.5.10項の目的上、低いとみなされる。
  - a. 当該金融商品の債務不履行のリスクが低く、
  - b. 借手が近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための強い能力を有していて、
  - c. 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が、借手が契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力を低下させる可能性があるが、必ずしも低下させるとは限らない場合 (B5.5.22)

### バーゼル銀行監督委員会

- バーゼル委員会は、低信用リスク免除規定を銀行が利用することは予想信用損失モデルの適用が質の低いものになり、適用の影響が最小限になると実証でき、信用リスクが著しく増加していないという明確な証拠を提示できる稀な状況下のみに関り使用すべきと考え、バーゼル委員会は、免除規定にかかわらず、低信用リスクとしたエクスポージャーについて、経営陣が信用リスクが著しく増加したかどうか評価すべきことを期待している。銀行は、エクスポージャーについて信用リスクが著しく増加していないと判断したとしても、引き続き信用リスクの変動についてエクスポージャーを評価し、引当金を通じて12ヶ月予想信用損失の変動を認識しなければならない(A52)。
- 銀行が稀な状況において当該免除規定を使用する場合、銀行内で「短期」及び「長期」の定義付けを行い、低信用リスク・エクスポージャーと金融商品のクラスを特定するため、バーゼル委員会は、銀行内で実施した「短期」及び「長期」の定義を含む適用した基準の全面的な開示を期待している。なお、低信用リスクの概念は、自身のリスク許容度と事業戦略の観点から評価するのではなく、契約関係の諸条件を勘案したグローバル市場の観点に基づき評価しなければならない(A54、A55、A56)
- IFRS9では信用リスクが低い例として外部の「投資適格」格付を挙げているが、これは例にすぎず、「投資適格」が自動的に低信用リスクとみなされるわけではないと考えている。バーゼル委員会は、銀行に主に自身の信用リスク評価に依拠して貸出エクスポージャーの信用リスクを評価することを期待している。また、信用リスク評価に実質的に外部格付を使用する場合、内部格付クラスの閾値と、閾値として使用した外部格付クラスについてのデフォルト率の関係を継続的にモニターし、低信用リスク免除規定の適用上、必要があれば、適時に低信用リスクの内部閾値を調整しなければならない(A57)

## Appendix 3. 実務上の便法の利用 (4/4)

### 30日超延滞の反証可能な推定

#### IFRS第9号

- 期日経過の状況よりも将来予測的な情報（個別的又は集合的のいずれか）が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために期日経過の情報を用いることができる(5.5.11)
- 企業が信用リスクの著しい増大を評価する方法に関係なく、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定がある。企業は、契約上の支払の期日経過が30日超であっても、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと立証する、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この推定に反証することができる(5.5.11)

#### バーゼル銀行監督委員会

- バーゼル委員会は、延滞は信用リスクが著しく増加していることの遅延指標であるとのIFRS9の見解に同意している。銀行は、エクスポージャーの延滞又は延納が発生する前に信用リスクの増加を検知できるように、十分に堅固な信用リスク評価と経営プロセスを確立すべきであり、バーゼル委員会は、延滞情報を重視することは、予想信用損失モデルの非常に低品質な適用と考えている。(A59)
- バーゼル委員会は、全ての将来予測に関する情報と信用損失水準との間に何らの実質的な関係はないと実証できない限り、30日超延滞の反証可能な推定に頼るべきではないと考えている(A60)
- バーゼル委員会は、銀行が信用リスクの著しい増加はないということを根拠により30日超の延滞に係る推定を反証する場合には、30日超の延滞が信用リスクの著しい増加と相関関係がないという明確な分析結果を提示するように期待している(A61)



# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人 トーマツおよびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**